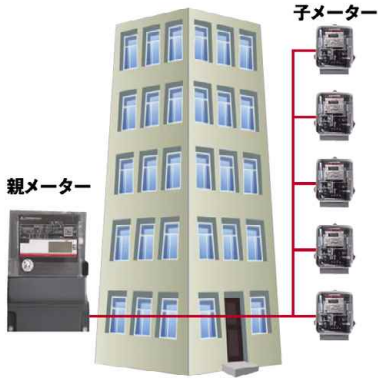


貸しビル・テナントビル・寮等の所有者・管理者の皆さまへ 子メーター（証明用電気計器）の 有効期限を確認しましょう！



貸しビル・テナントビル・寮などで、管理者と入居者の間で電気料金の配分の証明用として使用される子メーターは、「計量法」によって有効期限が定められています。

◆検定証印等の有効期間

計器の種類	定格電流	有効期限
単独計器	20A、60A	機械式7年、電子式10年
	30A、120A、200A、250A	10年
変成器付計器	5A	機械式5年、電子式7年 但し、定格電圧300V以下で定格1次電流120A以下の変流器と共に使用されるものは7年

参考

◆子メーターを違反して使用した場合の罰則

計量法第172条で「6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰則に処し又これを併記する」と規定されています。

◆子メーターは検定を受けなければ使用できません

計量法第16条により、電気料金の配分に使用する場合、有効期限を経過したメーターを使用することは、原則できません。

有効期限の表示例と表示箇所

表示例

【検定ラベル】(検定に合格したもの)

平成23年4月より
QRコード付ラベルに変更

平成23年3月以前

【適合ラベル】(基準適合検査に合格したもの)

平成23年4月より
QRコード付ラベルに変更

平成23年3月以前

表示箇所



※2019年1月1日より、有効期限の表記が和暦から西暦に変更されています。

中部電気保安協会では、ご要望によりお客様の「子メーター」の有効期限を確認し、取替や再検定のご相談を承っております。
詳しくは、お近くの営業所または保安担当者までご連絡ください。

